認証の詳細

<筋カトレーニング器具>

一 目 次 一

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 :製造設備基準

表 2 :検査設備基準

表3:型式区分(ロット認証と共通)

表 4 : 型式確認申請手数料

表5:型式確認試験の委託検査機関

表6:型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表8:工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

表9:SGマーク被害者救済制度の有効期限

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表10:ロット認証の委託検査機関

表11:ロット認証の申請手数料

表12:ロット認証のSGマーク表示方法

1. 工場登録・型式確認によるSGマーク表示の場合

表 1:製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 切断加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	1. 適切に切断加工ができること。
2. 溶接加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	2. 適切に溶接加工ができること。
3. 穴あけ加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	3. 適切に穴あけ加工ができること。
4. 研磨加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	4. 適切に研磨加工ができること。
5. 塗装加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	5. 適切に塗装加工ができること。
6. 裁断加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る。)	6. 適切に裁断加工ができること。
7. 成形加工設備 (当該製造工程を有する場合に限 る。)	7. 適切に成形加工ができること。
8. 組付加工設備	8. 適切に組付けができること
ただし、切断加工設備、溶接加工設 備、穴あけ加工設備、研磨加工設備、	
塗装加工設備、裁断加工設備、成形加工設備により製造される部品が一般財	
団法人製品安全協会の認める者は当該設備の一部若しくは全部を備えること	
設備の一部石しくは宝部を備えること を要しない	

表 2:検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

<u>登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。</u>		
検査設備	技術上の基準	
1. カバーの固定性試験設備	1. 認定基準 1. (6)に規定する項目を適切に確認でき	
	る掴み具及び荷重検出器を備えていること。	
2. 可動部の挟み込み性確認設備	2.認定基準 1.(7)に規定する直径 9 mm、70 mmの試験	
	用ロッドを備えていること。	
3. 寸法測定試験設備		
	3. 認定基準 1. (9)、1. (13)及び 1. (14)に規定する項	
	目を適切に確認できるノギス又はこれと同等以上	
	の精度を有するものを備えていること。	
4. 構造測定試験設備		
	4.認定基準 1.(15)に規定する項目を適切に確認でき	
	 る金属製直尺又はこれと同等以上の精度を有する	
	ものを備えていること。	
 5. ベンチの耐荷重試験設備		
	 5.認定基準 2.(1)に規定する項目を適切に確認でき	
	る試験設備を備えていること。	
 6. バーベル受けの衝撃試験設備		
(当該試験を要する場合に限	 6.認定基準 2.(3)に規定する項目を適切に確認でき	
3。)	る試験用バーベル及びバーベル支持設備を備えて	
	いること。	
 7.安定性試験設備		
/ · > < 1 T D > 0 S X D M	 7.認定基準 4.に規定する項目を適切に確認できる傾	
	斜板設備、及び傾斜板の角度測定設備を備えてい ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ること。	
 8.動作電圧測定試験設備(当該		
試験を要する場合に限る。)	 8.精度が0.5級以上の電圧計設備を備えているこ	
四人の人と女子の初日に民での。	と。	
 9.漏れ電流測定試験設備(当該		
試験を要する場合に限る。)		
BM- 大に女りの物口 - 収包。/		
 10. 絶縁抵抗測定試験設備(当該	 9. 精度が 0. 5 級以上の電圧計を 1kΩの抵抗を介して	
10. 杷核抵抗測定試験設備(当該 試験を要する場合に限る。)	9. 稍度が 0.5 被以上の電圧計を 1K公の抵抗を打して 使用する設備を備えていること。	
高温水で女りの物口に収る。/	区川ソる政備で購入しいること。	
 11. 絶縁耐力試験設備(当該試験		
を要する場合に限る。)	 10. 精度が1.5 級以上の内蔵式絶縁抵抗試験設備、又	
(女) ②物口に収る。/	10. 相及が 1.5 級以上の内蔵式紀縁抵抗試験設備、文 は内蔵式でない場合は精度が 0.5 級以上の試験設	
ナだし もぶ の田中州等		
ただし、カバーの固定性試験が、	備を備えていること。	
験、ベンチの耐荷重試験、バ		
ーベル受けの衝撃試験、安定		

性試験、動作電圧測定試験、 漏れ電流測定試験、絶縁抵抗 測定試験及び絶縁耐力試験を 実施できると一般財団法人製 品安全協会に認められた者に 定期的又は必要に応じて試験 を依頼している場合には当該 設備を備えることを要しな い。 11. 精度が 1.5 級以上の内蔵式絶縁耐圧試験設備、又 は内蔵式でない場合は精度が 0.5 級以上の試験設 備を備えていること。

表3:型式区分(ロット認証と共通)

SGマーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
負荷形式	(1) バーベルを用いるフリーウェイト式
	(2) バーベルを用いないフリーウェイト式
	(3)油(空)圧負荷式
	(4) 弾性負荷式
	(5) 体重負荷式
	(6) その他(電動式を含む。)
構造	(1) 複数の運動形態が可能なように構造が変化するもの
	(2) 複数の運動形態が可能なように構造が変化しないもの
使用体重制限	(1) 100kg 未満のもの
	(2) 100kg 以上のもの

表 4:型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額(費用)は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先	
製品安全協会	·申請手数料 69,960 円 (税抜 63,600 円)	三菱 UFJ 銀行	
	※外国からの送金時は税抜の手数料です。	東京公務部支店	
		普通口座 300447	
		口座名 一般財団法人	
		製品安全協会	
		MUFJ Bank, Ltd.	
		Tokyo-Komubu Branch	
		Ordinary Account	
		300447	
		Consumer Product	
		Safety	
		Association	
		(Swift Address)	

BOTKJPJT BOTKJPJT

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。 また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用 を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表5:型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所	1 台/型式
申込先	<大阪事業所>	
	〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14	試料を送付する際は、
	TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221	メモ添付等分かるよう
		にしてください。

表6:型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

適合日より4年間

表7:工場登録・型式確認のSGマーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付するSGマーク(SGラベル)は以下のとおりです。

型式確認で合格認証	E後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。
表示方式	表示方法
協会支給ラベル	図1に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。
方式	台紙の寸法は 22mm×22mm です。
	交付単位は20枚です。
	対人賠償責任保険付 購入日より2年間 製品安全協会 図 1 協会支給 SG ラベル
	表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マ
	一ク表示数量申請」を行い、表8に示す手数料額を振り込んでくださ
	L',
	申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定
	する場所に SG ラベルを送付します。

表8:工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

SGマーク(SGラベル)の代金(費用)は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	27.5円/個(税抜 25円/個)	三菱 UFJ 銀行
	※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別	東京公務部支店
	途送料が必要です。	普通口座 300447
	※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料で	口座名 一般財団法人
	す。	製品安全協会
		MUFJ Bank, Ltd.
		Tokyo-Komubu Branch
		Ordinary Account
		300447
		Consumer Product
		Safety Association
		(Swift Address)
		BOTKJPJT

表9:SGマーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より2年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表10:ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口 ◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 <大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221 〈東京事業所〉 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL 03-3829-2515 FAX 03-3829-2549

表11:ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額(費用)は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先
一般財団法人	(1) 基準適合性検査+同等性検査	委託検査機関が
日本文化用品安	(検査試料の数は表5と同じ)	案内する方法に
全試験所	55 円/台 (税抜 50 円/台)	よりお支払い願
		います。
	※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合	
	性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合	
	もあります。	
	(2) 同等性検査に要する旅費(委託検査機関の規程に	
	基づく額)	

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。 また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用 を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表12:ロット認証のSGマーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

- 7 1 mm m - 7 1 2 C C		
表示方式	表示方法	
協会支給ラベル	図1に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。	
方式	台紙の寸法は 22mm×22mm です。	
	図 1 協会支給 SG ラベル 協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。	
	申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付	
	してください。	

【作成·改正履歴】 2025/1/1:料金変更